

## 【インフルエンザと診断されたら】

速やかに保育園へご連絡下さい。発症日を確認させていただきます。

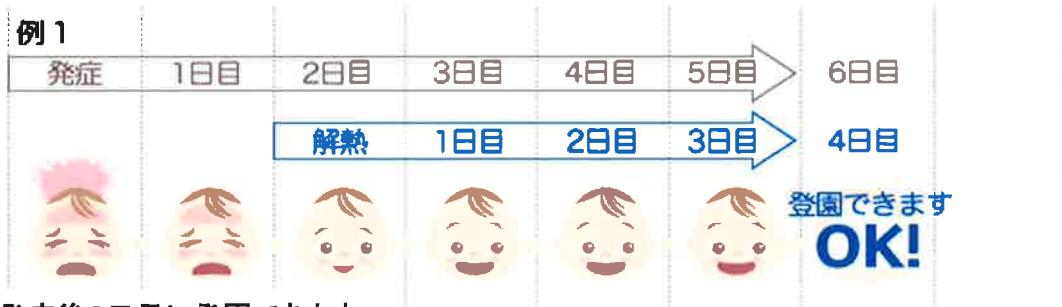
## 【インフルエンザ出席停止期間について】

今年度、病院ひっ迫を避ける為、医師による登園の許可書は求めませんが、保育園の感染拡大防止の為、厚生労働省で決められた期間を守ってからの登園になります。インフルエンザ発症後、保育園へ登園可能になるには下記の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

- ・発症後5日が経過していること
- ・解熱後3日が経過していること

発症とは、発熱などの症状が現れたことを指します。日数の数え方は、発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。

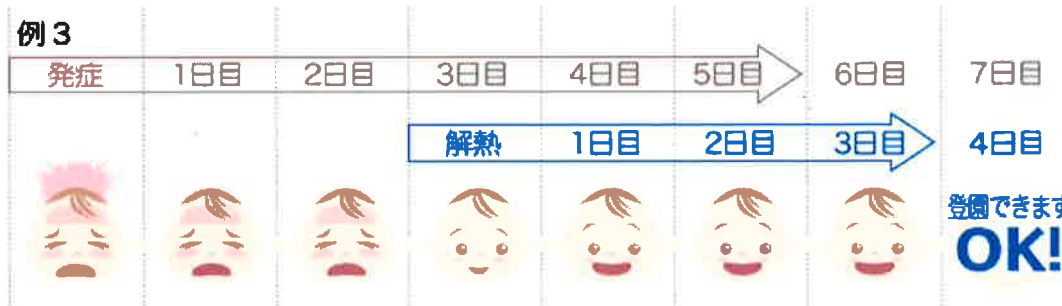
解熱とは、高熱から下がり始めた日を言います。日数の数え方は、解熱し始めた日を含まず、翌日から第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登園できます。



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日が経過していないため、すぐには登園できません。発症後6日目に登園できます。



この場合、発症後5日経過しているにもかかわらず、解熱後3日が経過していないため、すぐには登園できません。発症後7日目に登園できます。

インフルエンザウイルスの感染経路は、飛沫感染や接触感染です。  
咳、痰や鼻水、くしゃみなど症状が治まってからの登園をお願いします。